

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 18 年 8 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 土砂災害警戒情報システム構築業務委託 1 式
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成 19 年 3 月 25 日
- (4) 履行場所 岩手県庁舎その他の知事が指定する場所
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程(平成 12 年岩手県告示第 885 号。以下「規程」という。)第 6 条第 1 項に規定する名簿に規程第 2 条第 2 号から第 5 号までに掲げる業務の資格者として登録されていること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)提出の日から落札決定までの間に、岩手県から、規程第 2 条に規定する情報システム開発業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 過去に、元請として、同種または類似のシステム構築を国若しくは地方公共団体に導入し、かつ、正常に稼働させた実績を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県県土整備部砂防災害課砂防担当 電話 019-629-5922, 5923 (なお、岩手県の下記ホームページからダウンロードできる。  
<http://www.pref.iwate.jp/~hp0607/>)
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成 18 年 9 月 22 日(金)午前 10 時 岩手県庁舎 6 階県土整備部会議室 (郵便による入札書の提出を行う場合は、平成 18 年 9 月 21 日(木)午後 5 時までに(1)の場所に到達するように送付すること。)

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額の 100 分の 105 に相当する金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す申請書及

び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を平成 18 年 8 月 11 日(金)午後 5 時まで 3(1)の場所に持参の上、1 部を提出しなければならない。また、入札参加資格があると認められた者は、仕様書等の書類を平成 18 年 9 月 4 日(月)午後 5 時まで 3(1)の場所に提出しなければならない。なお、開札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)第 100 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Construction Services of Sediment Disaster Alert Information System 1 set

- (2) Time-limit of tender:

10:00 a.m., 22, September, 2006 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 21, September, 2006)

- (3) Contact point for the notice:

Erosion Control and Disaster Division, Department of Prefectural Land Development, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimaruru, Morioka-shi, Iwate 020-8570, Japan TEL019-629-5922, 5923